

令和6年度前期選抜募集要項

福島県立白河実業高等学校

所在地 〒961-0822 福島県白河市瀬戸原6の1
電 話 0248 (24) 1176

1 募集定員

課 程	大学科	小 学 科	募集定員	備 考
全 日 制	工 業	機 械 科	80	①特色選抜における募集定員は、各小 学科の募集定員の50%程度とする。 ②一般選抜における募集定員は、募集 定員から特色選抜及び連携型選抜の 合格者を除いた数とする。 ③通学区域の制限はなく、県下一円で ある。
		電 気 科	40	
		電 子 科	40	
		建 築 科	40	
	商 業	情報ビジネス科	40	

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、令和6年3月に東白川郡塙町立塙中学校を卒業する見込みの者は、電気科・建築科・情報ビジネス科の特色選抜へ出願することは可能であるが、機械科・電子科の特色選抜へ出願することはできない。また、連携型選抜に出願する者は、特色選抜に出願することはできない。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。
(2) 志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
(3) 特色選抜の出願は、本校の1小学科に限るものとし、第二志望は認めない。
(4) 一般選抜の出願において、工業に関する学科を志願する者については、当該学科に属する小学科間において第二志望までの併願を認める。商業科への併願は認めない。

5 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）

② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページよりA型、B型ともに片面印刷したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記（1）以外の者

① 入学願書（上記（1）①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（上記（1）③に同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。

郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記（1）以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出す

る。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた場合、本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

(3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに
出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記8の(2)を準
用する。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜
に係る面接(以下「特色面接」という。)、特色検査(実技)の結果を資料として、本校の特色や学
科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性
等を総合的に判定して選抜する。なお、学力検査の各教科の満点を50点とする。

○志願してほしい生徒

本校は、機械科、電気科、電子科、建築科、情報ビジネス科からなる、白河地区唯一の専門高校
である。それぞれの学科において学んだ知識や技術を生かし、将来的に地域社会の発展に貢献でき
るプロフェッショナルの育成を目指している。また、知識・技術の習得だけにとどまらず、新しい
校訓である「勤勉・至誠・創成」を理解して向上できる生徒を求めている。

○特色選抜の型

- ① A型(学業) 科学技術や産業技術等、工業や商業の専門知識の習得に興味・関心があり、
学習活動や各種の資格取得に対して意欲的に取り組む意志が強く、努力を継続
できる者。学びを深める為に進学を目指す意志の強い者。
- ② B型(部活動) 運動や文化的な活動において優れた実績や資質を有し、入学後も継続して活
動することを確約できる者。また、部活動と学業との両立ができる者。なお、
出願できる部活動(種目)は次のとおりである。(自転車競技の場合は、未経験
者でも出願できる。)

出願できる部活動(特色選抜B型)

野球	バスケットボール	サッカー		男子のみ
バレーボール	自転車競技	バドミントン	柔道	男女
剣道	卓球	ソフトテニス	水泳(競泳・水球)	
吹奏楽				

文化部	検査項目及び持参物	備考
吹奏楽	(1) 検査項目 ①音階の演奏 ・管楽器は、B♭-dur(変ロ長調)の音階1オクターブ上行形および下行形をJ=60のテンポで、四分音符、八分音符、十六分音符で演奏する。 ・打楽器は、四分の四拍子J=60のテンポで四分音符、八分音符、八分音符の三連符、十六分音符、三十二分音符、ロールを一小節ずつ叩いたのち、逆の順番で四分音符まで叩く。(スネアドラムを用いる)	男女可
	②自由演奏 ・2分程度の演奏。ソロ曲または、コンクール等で使用した曲の一部でもよい。	
	(2) 持参物・準備物 ①演奏に使用する楽器 ②自由演奏に使う楽譜を学力検査受付時(3月5日火曜日)に、中学校名と受験番号を明記した封筒に入れて1部提出する。 ③本人が使用する楽譜は特色検査当日(3月7日木曜日)に持参し演奏に使用する。なお譜面台・メトロノームは高校側で準備する。	

特色選抜資料				
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査
5教科とする。 合計250点満点とする。	A型については、本学科を志願する理由及び将来の抱負、高校生活で特に学びたいことについて本人が記入する。 B型については、本学科を志願する理由及び入学後の部活動目標、出場大会名及び成績等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。 【A型】375点満点 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科について3倍、その他の教科を2倍して345点満点とする。 「特別活動等の記録」は30点満点とする。 【B型】330点満点 すべての教科を2倍して270点満点とする。 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組などは60点満点とする。	A型、B型ともに個人面接を実施する。 面接については、段階評価とする。	B型のみ、実技を実施し、60点満点とする。

注) 実技を行う種目の中には、持久力や瞬発力を測るものもあるため、事故防止の観点から、予め医師の診断を受けるなど体調管理には万全を期すこと。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

一般選抜資料			学力検査と調査書の成績の比重
学力検査	調査書	一般面接	
5教科とする。 合計250点満点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とする。 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは点数化しないが精査する。	集団面接を実施する。ただし、特色選抜と併願している生徒は集団面接を実施しない。 面接については、段階評価とする。	同等とする。

14 特色選抜の学力検査、特色面接、特色検査（実技）及び会場

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 日時 令和6年3月5日（火）午前9時～午後3時10分
- ③ 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 特色選抜A型の特色面接

- ① 日時 令和6年3月6日（水）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 個人面接

(3) 特色選抜B型の特色面接及び特色検査

- ① 日時 令和6年3月7日（木）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 個人面接 面接終了後に特色検査を行います。

日程については令和6年2月20日（火）までに受験生徒の所属する中学校長あてに連絡する。

(4) 会場 白河実業高等学校

15 一般選抜の学力検査、一般面接及び会場

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 日時 令和6年3月5日（火）午前9時～午後3時10分
- ③ 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 一般面接

- ① 日時 令和6年3月6日（水）午前9時～正午（予定） *受付8:30～8:45
- ② 日程 午前9時～ 集団面接

(3) 会場 白河実業高等学校

16 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校敷地内で発表する。
- (2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。なお、合格者は、午後1時までに合格通知書等を受領すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 追検査等の実施

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Iの9パターンがある。下記の(1)、(2)に追検査等について、開始時間と、各検査の順序(連携型選抜も含む)を記載している。なお、終了時間については、受験者数の状況による。

	前期選抜・連携型選抜の受験状況			追検査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜	連携型選抜		
A	欠席			一般選抜	一般選抜のみ
B		欠席		学力検査と特色面接・検査	特色選抜のみ
C			欠席	学力検査と連携型面接・検査	連携型選抜のみ
D	欠席	受験		一般選抜	一般選抜と特色選抜
E	受験	欠席		特色面接・検査	
F	欠席	欠席		一般選抜と特色面接・検査	一般選抜と連携型選抜
G	欠席		受験	一般選抜	
H	受験		欠席	連携型面接・検査	
I	欠席		欠席	一般選抜と連携型面接・検査	

(1) 令和6年3月11日(月)の日程

※入学者選抜実施要綱による学力検査(追検査)日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
			(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

(2) パターン別

9:00 14:45

A	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	一般面接
---	------------------------------	------

9:00 14:45

B	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	特色面接	特色検査 (実技)
---	------------------------------	------	--------------

9:00 14:45

C	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	連携型面接	連携型検査 (プレゼン)
---	------------------------------	-------	-----------------

9:00 14:45

D	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	
---	------------------------------	--

14:00 14:45

E	受付	特色面接	特色検査 (実技)
---	----	------	--------------

14:00 14:45

H	受付	連携型面接	連携型検査 (プレゼン)
---	----	-------	-----------------

(3) 令和6年3月12日(火)について

受験者数の状況により、学力検査以外の検査等を行う。

18 その他

(1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(4) 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(5) 本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。